

平成30年12月20日

教育委員会定例会議案書

草津市教育委員会

付議事項

- 議第56号 草津市教育委員会の所管に属する職員の退職発令につき議決を求
めることについて
- 議第57号 草津市通学区域審議会委員の委嘱につき議決を求めることにつ
いて
- 議第58号 草津市立教育研究所運営委員会委員の委嘱につき議決を求め
ることについて
- 議第59号 史跡草津宿本陣保存活用計画の策定について草津市文化財保護審
議会に対し諮問するにつき議決を求めることについて

議第56号

草津市教育委員会の所管に属する職員の退職発令につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成30年12月20日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市教育委員会の所管に属する職員の退職発令につき議決を求めることについて

次の者から退職願が提出されたので、退職発令することにつき本委員会の議決を求める。

記

- 1 願により職を免ずる者
事務職員 田中 伸人
- 2 発令日
平成30年12月31日

議第57号

草津市通学区域審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成30年12月20日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市通学区域審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

次の者を草津市通学区域審議会委員に委嘱することにつき、草津市通学区域審議会設置条例(昭和47年草津市条例第24号)第3条第2項の規定により、本委員会の議決を求める。

区 分	委嘱する者	備考
学識経験者	佐藤 由 樹	青少年育成市民会議副会長
草津市PTA連絡協議会の代表	辻 真由美	草津市PTA連絡協議会代表
	港 富士子	草津市PTA連絡協議会代表
草津市校長会および草津市園長会の代表	山 崎 賢	草津市校長会代表
	藤 居 朋 寛	草津市校長会代表
その他教育委員会が必要と認めるもの	竹 村 勇	志津まちづくり協議会会長
	佐々木 奉 昭	志津南学区まちづくり協議会副会長
	奥 村 弘 美	草津学区ひと・まちいきいき協議会監査
	小 林 達 男	大路区まちづくり協議会会長
	池 本 拓 雄	渋川学区まちづくり協議会理事
	中 谷 緑 郎	矢倉学区未来のまち協議会会長
	小 川 光 広	老上学区まちづくり協議会理事
	伊 庭 健 治	老上西学区まちづくり協議会会長
	奥 井 さよ子	玉川学区まちづくり協議会理事・文化・教育部会部会長
	川 瀬 善 行	南笠東学区まちづくり協議会代表
	佐々木 清 信	山田学区まちづくり協議会会計
	竹 村 俊 夫	笠縫学区まちづくり協議会副会長
	今 井 修	笠縫東学区まちづくり協議会副会長
安 井 正 一	人と地域が輝く常盤協議会会長	

任期 : 平成30年12月27日 ~ 平成32年12月26日 (2年)

○草津市通学区域審議会設置条例（抄）

（設置）

第1条 草津市立幼稚園、小学校および中学校（以下「学校」という。）の通学区域の適正を期するため、草津市通学区域審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ学校の通学区域の設定および改廃に関する事項の調査審議を行い教育委員会に答申する。

（委員）

第3条 審議会は、委員25人以内をもつて組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱または任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 草津市PTA連絡協議会の代表
- (3) 草津市校長会および草津市園長会の代表
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

（会長および副会長）

第4条 審議会に会長および副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員が、第3条第2項各号の一に該当しなくなつた場合においては、その職を失うものとする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、非常勤とする。

議第58号

草津市立教育研究所運営委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成30年12月20日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市立教育研究所運営委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて

次の者を、草津市立教育研究所運営委員会委員に委嘱することにつき、草津市立教育研究所規則（昭和55年草津市教育委員会規則第3号）第7条の規定により、本委員会の議決を求める。

記

区分	委嘱する者	備考
市社会教育委員の代表	鈴木 登	草津市社会教育委員会議

任期：平成32年5月31日まで

○草津市立教育研究所規則（抄）

（草津市立教育研究所運営委員会）

第7条 草津市立教育研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 校長会の代表
- (3) 園長・所長会の代表
- (4) 教頭会の代表
- (5) 小中学校教員の代表
- (6) 市社会教育委員の代表
- (7) 市PTA連絡協議会の代表
- (8) 市同和教育推進協議会の代表
- (9) 公募による市民

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 運営委員会に、会長および副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により選出する。

4 運営委員会の会長は、運営委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 運営委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。

7 会議は委員の過半数の出席をもって成立する。

8 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

9 運営委員会は、必要に応じて専門の事項を調査研究し、および資料を収集するため、小委員会を置くことができる。

10 運営委員会の庶務は、草津市立教育研究所において処理する。

11 この条項に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

議第59号

史跡草津宿本陣保存活用計画の策定について草津市文化財保護審議会に対し諮問するにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成30年12月20日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

史跡草津宿本陣保存活用計画の策定について草津市文化財保護審議会
に対し諮問するにつき議決を求めることについて

史跡草津宿本陣保存活用計画の策定について草津市文化財保護審議会に対し諮問
するにつき、教育委員会の議決を求める。

記

諮問文 別紙のとおり

(案)

草教委教文発第 号
平成30年12月 日

草津市文化財保護審議会
会長 五十川 伸矢 様

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

史跡草津宿本陣保存活用計画の策定について（諮問）

国指定史跡草津宿本陣の保存・活用を図るための基本方針となる史跡草津宿本陣保存活用計画を策定するにあたり、貴審議会の意見を賜りたく諮問いたします。

諮問の趣旨

昭和24年7月13日および平成19年2月6日付けで国史跡指定および同追加指定を受けた史跡草津宿本陣につきましては、これまで、昭和60年および平成19年に史跡草津宿本陣保存管理計画および同計画(第二次)を策定し、当該史跡の管理団体である草津市が東地区を中心とする保存・整備を進めてまいりました。

一方、平成31年4月1日付で施行される改正文化財保護法では、これまで所有者や管理団体が行ってきました文化財の保存管理に加え、地域を取りこんだ協働による保存活用が求められていることから、今後、史跡全体の保存整備を進めるにあたっては既存計画の見直し等を行う必要がございます。

このことから「史跡草津宿本陣保存活用計画」の策定について、貴審議会に諮問するものです。

平成30年12月20日

教育委員会定例会報告書

草津市教育委員会

報告事項

- (1) 史跡草津宿本陣保存活用計画策定懇話会開催要綱の制定について
- (2) 史跡草津宿本陣保存活用計画策定懇話会委員の委託について
- (3) 草津市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について
- (4) 平成31年度草津市立幼稚園等の園児募集結果について
- (5) 寄付受け入れ報告について

草津市教育委員会告示第 22 号

史跡草津宿本陣保存活用計画策定懇話会開催要綱を次のとおり制定する。

平成 30 年 12 月 3 日

草津市教育委員会教育長 川那邊 正

史跡草津宿本陣保存活用計画策定懇話会開催要綱

(目的)

第1条 この要綱は、史跡草津宿本陣保存活用計画策定懇話会(以下「懇話会」という。)の開催に必要な事項を定めることにより、史跡草津宿本陣保存活用計画(以下、「保存活用計画」という。)の策定に当たり、意見を交換することを目的とする。

(懇話会の委員)

第2条 懇話会は、委員8人以内で開催する。

2 懇話会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委託する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係する団体から選出された者
- (3) 史跡草津宿本陣所有者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

(役割)

第3条 委員は、次に掲げる事項について意見の交換を行うものとする。

- (1) 保存活用計画の策定に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項

(座長および副座長)

第4条 懇話会に座長および副座長をそれぞれ1人置く。

- 2 座長および副座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、懇話会の進行を行う。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときまたは座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、教育長が招集する。

- 2 教育長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聴取することができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、教育委員会事務局文化財保護課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の開催に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年12月3日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、保存活用計画の策定が完了した日限り、その効力を失う。

史跡草津宿本陣保存活用計画策定懇話会委員名簿 (順不同、敬称略)

区分	氏名	備考
学識経験を有する者	いしかわしんじ 石川慎治	滋賀県立大学人間文化学部准教授
	おごきよしゆき 小寄善通	成安造形大学教授 滋賀県文化財保護審議会委員
	あおやぎしゅういち 青柳周一	滋賀大学経済学部教授
	おおぼおきむ 大場修	京都府立大学大学院教授
	やまもとりか 山本里佳	立命館大学文学部准教授
団体代表	まじ たさごろう 佐治他三郎	草津学区ひと・まちいきいき協議会 本一町会長
	みなみそういちろう 南総一郎	草津市観光物産協会副会長
所有者	たなかやすひろ 田中靖弘	草津宿本陣

任期 平成30年12月3日から計画策定終了日まで

草津市告示第24号

草津市地域学校協働活動推進員設置要綱を次のとおり制定する。

平成30年12月5日

草津市教育委員会教育長 川那邊 正

草津市地域学校協働活動推進員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に基づき草津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する地域学校協働活動推進員（以下「地域コーディネーター」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 地域コーディネーターは、社会教育法第5条第2項に基づく地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力し、地域住民等と学校との間の情報の共有を図り、地域学校協働活動を円滑かつ効果的に推進することを目的とする。

(設置)

第3条 教育委員会は、草津市立の各小・中学校区（以下「学校区」という。）に地域コーディネーターを置くことができる。

(定数)

第4条 地域コーディネーターの数は、地域の実情を考慮のうえ、学校区1名程度を原則とする。

(資格および委嘱)

第5条 地域コーディネーターは、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、当該学校区の学校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。

(委嘱期間および解職)

第6条 地域コーディネーターの委嘱期間は、委嘱を受けた日からその日が属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 教育委員会は、地域コーディネーターが次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、解嘱することができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、または、これに堪えられないと認められる場合

(2) その他地域コーディネーターとしてふさわしくない行為を行ったと認められる場合

(職務)

第7条 地域コーディネーターの職務は、次の各号のとおりとする。

(1) 担当する学校区の学校事情および年間カリキュラムの把握ならびに地域ボランティアについての情報提供に関する活動

(2) 地域ボランティアとの連絡および調整

(3) 地域ボランティアに係る情報収集、募集および依頼に関する活動

(4) 地域コーディネーターとしての活動記録（出勤簿、事業計画書、実施報告書等）の記入および記録

- (5) 学校・地域の教育活動への支援および参加促進に関する活動
- (6) その他地域コーディネーターの設置の目的を達成するために必要な活動
(会議)

第8条 教育委員会は、次に掲げる事項を協議するため、必要に応じて会議を開催することができる。

- (1) 地域コーディネーターに関する次に掲げる事項の内容に関すること。
 - ア 地域コーディネーターの活動
 - イ 教育課題等についての研修
 - ウ 学校区間、地域コーディネーター間の情報交換
- (2) その他地域コーディネーターの設置の目的を達成するため必要な事項に関する
こと。

(服務)

第9条 地域コーディネーターは、次の各号に掲げる事項を遵守し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

- (1) 法令およびこの要綱等に従い、かつ、教育委員会の指揮監督を受け、職務上の命令に従わなければならない。
- (2) その職の信用を傷つけ、不名誉となるような行為をしてはならない。
- (3) その職務上の地位をこの要綱に定める目的以外に利用してはならない。

(秘密の保持)

第10条 地域コーディネーターは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(身分証)

第11条 教育委員会は、地域コーディネーターに対し、地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）証（別記様式）（以下「推進員証」という。）を交付する。

- 2 地域コーディネーターは、業務に従事するときは、常に推進員証を所持しなければならない。
- 3 推進員証を汚損し、毀損し、または紛失したときは、遅滞なくその旨を教育委員会に申し出て、再交付を受けなければならない。
- 4 地域コーディネーターは、委嘱期間終了後に、速やかに推進員証を教育委員会に返却しなければならない。

(事務局)

第12条 地域コーディネーターおよび連絡会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(報償、費用弁償等)

第13条 教育委員会は、地域コーディネーターの活動に対する報償、地域コーディネーターが活動に要する経費、その他の経費について、予算の範囲内で支払うものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、地域コーディネーターに関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年度草津市立幼稚園・認定こども園(教育認定)入園状況
【 総 計 】

平成30年11月29日(木)現在

	3 歳 児										4 歳 児										5 歳 児											
	定 数	専属人員 (百均)	定数 (努力あり)	申込数	出席数	決定数 (1次)	待機数	1次後 増減	H31人数 (最終)	備考	定 数	総 核	定数 (努力あり)	専属人員 (最終)	申込数 (1次)	出席数 (1次)	決定数 (1次)	待機数	1次後 増減	H31人数 (最終)	備考	定 数	総 核	専属人員 (百均)	申込数 (1次)	出席数 (1次)	決定数 (1次)	待機数	1次後 増減	H31人数 (最終)	備考	
矢倉幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	55	0	55	55	12	12	12	0	5	17	2次申込 可	65	25	40	0	0	0	0	0	0	25	
老上幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	80	0	80	80	29	28	28	0	3	31	2次申込 可	90	56	34	1	1	1	0	0	0	57	
玉川幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	60	0	60	60	25	25	25	0	0	25	2次申込 可	70	29	41	0	0	0	0	0	0	29	
笠縫幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	45	0	45	45	39	39	39	0	0	39	2次申込 可	55	43	12	0	0	0	0	0	0	43	
常盤幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30	0	30	30	6	6	6	0	0	6	2次申込 可	35	10	25	1	1	1	0	0	0	11	
笠縫東こども園	30	36	36	49	46	36	10	0	36	抽選	40	36	50	14	14	13	13	0	0	49	-	40	44	4	1	1	1	0	0	0	45	
矢橋ふたばこども園	8	9	9	18	18	9	8	0	9	抽選	10	9	11	2	6	6	2	2	0	11	抽選	10	9	0	0	0	0	0	0	0	9	
草津中央おひさまこども園	20	20	20	36	36	20	13	0	20	抽選	25	21	32	11	20	20	11	3	0	32	抽選	25	31	0	1	1	0	1	0	0	31	
志津こども園	45	45	55	64	63	55	8	0	55	抽選	53	0	55	55	55	55	55	0	0	55	-	60	60	0	0	0	0	0	0	0	60	
山田こども園	20	20	24	27	26	24	2	0	24	抽選	23	0	23	23	18	15	15	0	1	16	2次申込 可	25	15	10	2	2	2	0	-1	16		
合計	123	130	144	194	189	144	41	0	144		421	66	441	375	224	219	206	5	9	281		475	322	166	6	6	5	1	-1	326		

寄付受け入れ報告

寄付品目	数量	単価円	価格円	住所・氏名等	寄付年月日	受納場所
冷蔵庫	1	78,800	78,800	草津市草津町71457 佐山水道工業㈱ 武元 多美子	H30年 10月18日	山田小学校
小計			78,800			
児童用図書(1枝あたり49冊)	14	89,344	1,250,816	大津市におの浜一丁目1-3 綾羽(株)大津本社ビル内 (公財)河本文教福祉振興会 理事長 日高 勇	H30年 11月	市内小学校
小計			1,250,816			
生徒用図書(1枝あたり38冊)	6	77,424	464,544	大津市におの浜一丁目1-3 綾羽(株)大津本社ビル内 (公財)河本文教福祉振興会 理事長 日高 勇	H30年 11月	市内中学校
小計			464,544			
液晶モニター付双眼実体顕微鏡	1	135,000	135,000	草津市野路1丁目12番11-507号	H30年	玉川小学校
双眼実体顕微鏡	10	36,000	360,000	アメニティ南草津IV507号室 (公財)深尾理工教育振興財団 代表 今井 紘一	12月13日	
小計			495,000			
電子体温計	200	2,462	492,480	草津市西草津二丁目2-1	H30年	市内小中学校
AED(自動体外式除細動器)	1	255,744	255,744	オムロン労働組合 草津支部 支部執行委員長 山本真吾	12月17日	教育委員会
小計			748,224			
合計			3,037,384			